

■岬町第3次健康増進計画、第2次食育推進計画及び第2次自殺対策計画（素案）に対する意見募集の結果について

貴重なご意見、ありがとうございました。いただいたご意見と町の考え方は、次のとおりです。

■意見募集の概要

- (1) 募集期間 令和7年1月10日(金)～令和7年1月31日(金)
- (2) 募集方法 情報公開コーナー（役場1階）、淡輪公民館、子育て支援センター、文化センター、保健センター、健康ふれあいセンター（ピアッツァ5）、淡輪保育所、深日保育所、多奈川保育所、淡輪幼稚園に閲覧用の資料を備え付けるほか、町ホームページで岬町第3次健康増進計画、第2次食育推進計画及び第2次自殺対策計画（素案）を公表しました。

意見は、所管課窓口への書面による提出、郵送、ファックス、電子メール、電子申請フォームで受け付けました。
- (3) 意見提出者 3人(内訳 岬町住民2人 その他1人)

■意見の内容 「反映」の表示 A：意見を反映する B：今後の参考とする C：反映できない、意見の趣旨や内容が具体的になく回答不能など

No.	ページ	項目	意見	対応方針
1	76	第2編・第3章・1項. (1)生活習慣の改善 ⑤たばこ	スローガン自体が吸わない吸わせないとなっているのに、最後は喫煙マナーを守ろうでは吸うことができないのにマナーを守ろうではおかしいのでは。 タバコは嗜好品なので、個人の自由ではないのですか。少数の喫煙者が多数の禁煙者の人が決めてしまうということは弱い者いじめとしか思えない。共存もできない町になっていくなら他の市町村に人が流れていくのでは。 強い者の意見が通る町になるのなら、岬町以外に住む方を私は選ぶ。喫煙者と非喫煙者が共存できない社会に私は住みたいと思う。	C：反映できない 町民の健康を守るため、たばこをやめたい人を念頭に禁煙への支援に取り組むとともに、望まない受動喫煙を防止するために、健康増進法の規定の趣旨を踏まえて環境整備や気運醸成に取り組んでまいります。 令和7（2025）年4月には「大阪府受動喫煙防止条例」が全面施行されることに伴い、飲食店は原則屋内禁煙となります。そのための本町の具体的な取組として、「飲食店等で禁煙場所と喫煙場所を区別し、受動喫煙を防止する環境づくりを進めます。」として分煙体制を整えることを明記しております。 ご意見につきましては、今後の施策の参考とさせていただきます。

No.	ページ	項目	意見	対応方針
2	76-77	第2編・第3章・1項. (1)生活習慣の改善 ⑤たばこ	p. 76 公共機関や医療機関、飲食店の禁煙ではなく分煙にすべき。 p. 76 「受動喫煙の機会については、施設内では低い割合となっていますが、家庭と路上が高い状態となっています。」とありますが、その理由は喫煙場所が減少していく中で、吸う場所がなく家庭や人気の少ない路上といった場所で吸わざるを得なくなっているのが現状であると考えられます。 p. 77 に受動喫煙防止策として「公共機関や医療機関、飲食店等での禁煙体制を進めます」とありますが、これでは施設内での受動喫煙はさらに減少するかもしれないですが、家庭と路上はさらに高くなるのではないのでしょうか。公共機関や医療機関、飲食店等で禁煙体制を進めるのではなく、分煙体制を整えるほうが施設内、家庭、路上と受動喫煙の機会を減らせるものになるのではないのでしょうか。	C：反映できない 町民の健康を守るため、たばこをやめたい人を念頭に禁煙への支援に取り組むとともに、望まない受動喫煙を防止するために、健康増進法の規定の趣旨を踏まえて環境整備や気運醸成に取り組んでまいります。 令和7（2025）年4月には「大阪府受動喫煙防止条例」が全面施行されることに伴い、飲食店は原則屋内禁煙となります。そのための本町の具体的な取組として、「飲食店等で禁煙場所と喫煙場所を区別し、受動喫煙を防止する環境づくりを進めます。」として分煙体制を整えることを明記しております。 ご意見につきましては、今後の施策の参考とさせていただきます。
3	76-77	第2編・第3章・1項. (1)生活習慣の改善 ⑤たばこ	P76「公共機関や医療機関、飲食店等での禁煙体制を進める」とあるが、たばこは大人の嗜好品であり、やめたい人がやめるべきであって禁煙を強制されるものではないと思う。ですので喫煙所を作って分煙体制を整えてほしい。	C：反映できない 町民の健康を守るため、たばこをやめたい人を念頭に禁煙への支援に取り組むとともに、望まない受動喫煙を防止するために、健康増進法の規定の趣旨を踏まえて環境整備や気運醸成に取り組んでまいります。 令和7（2025）年4月には「大阪府受動喫煙防止条例」が全面施行されることに伴い、飲食店は原則屋内禁煙となります。そのための本町の具体的な取組として、「飲食店等で禁煙場所と喫煙場所を区別し、受動喫煙を防止する環境づくりを進めます。」として分煙体制を整えることを明記しております。 ご意見につきましては、今後の施策の参考とさせていただきます。

■お問合せ先 岬町しあわせ創造部保健センター保健医療係 〒599-0392 大阪府泉南郡岬町深日 2000-1 電話番号：072-492-2424（直通）